家事法問題研究会

【代表幹事】
栗宇 一樹（33期） Kazuki Kuriu

1 沿革

東京家庭裁判所家事調停委員を担当している際、一緒に担当している一般調停委員（非弁護士）より、「弁護士さんは、全然家事のことを知らないのではないですか？」とか、「こんな見当違いのことを言って、後で依頼者から文句は出ないのですか？」などといったことを言われ、また、実際にも、それに類する経験をしたことがありました。家事事件をしっかり勉強した上で事件を担当すべきと考え、不明な論点や不確かな知識について議論をすることにより、日常の事件処理に役立てようと、元東京家事調停協会の会長であった井口多喜男会員（30期）に声掛けをし、発足いたしました。

2 活動

家事法問題研究会では、原則として1か月に1回のペースで定例会を開催しており、東京家庭裁判所の実務を踏まえた親族・相続の諸問題などについて、議論・研究をしています。

定例会では、参加者の希望や法改正の状況等に合わせてテーマを設定し、各会員が発表しています。また、会員以外の有識者の方（法曹三者のほか、他士業の方など。）にお越しいただき、ご自身の専門領域などについて解説をしていただくとともに、会員との意見交換などを行うことも多いです。

近時は以下のようなテーマで活動を行いました。

❶「ドキュメント離婚事件」（新日本法規）を編集された、杉井静子会員（21期）に、実際のDV事案に関する事件の問題点についてお話をしていただきました。

❷東京地方裁判所執行官に、子の引渡しに関する強制執行の実務や、民事執行法の改正について、解説をしていただきました。

また、子の引渡しに関する強制執行について、申立、債権者面接、執行段階のそれぞれについて、実務上の留意点などをお話しいただくとともに、実務上の悩みなどについてもお話をしていただきました。

❸最高裁判所より、令和元年12月23日に公表された改定標準算定表（令和元年版）について、『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究（法曹会）』を基に、日弁連で中心的検討・出版活動をされている、竹下博將会員（59期）に解説をしていただきました。

養育費・婚姻費用算定表について、改定のポイントを解説していただくとともに、実務上、判断に悩む事例などについて、意見交換を行いました。

❹元東京家庭裁判所裁判官の片岡武弁護士に、裁判官の経験から、「事件処理上の問題点とその対応策」とのテーマで、遺言や遺言執行者に関する論点を中心に、相続問題に関して弁護士が押さえておくべき点について、幅広く解説をしていただきました。

❺小谷芳正不動産鑑定士に、「配偶者居住権の鑑定評価方法の課題」とのテーマで、配偶者居住権に関する鑑定評価の方法やその問題点などについて解説をしていただきました。

❻面会交流の支援団体である特定非営利活動法人東京面会交流支援センター（通称青い鳥）の鹿毛文康理事長に、「面会交流支援の実情と課題-支援の現場の視点から-」をテーマとして、面会交流支援の実情や、実務上の悩み（非弁行為との境界など（面会交流の条件の再調整などの合意形成に関わらないこと））について、お話をしていただきました。

❼赤坂公証役場公証人の橋本昌純先生に、「相続法改正に伴う遺言書作成上の留意点及び遺言書とは別に作成される家族関係における公正証書について」をテーマとして、公正証書遺言の記載例と留意点、相続法の改正による変更点、遺言書とは別に作成される家族関係における公正証書等について、解説をしていただきました。

3 そのほかに扱ったテーマ

上記のほか、近時の家事法問題研究会で扱ったテーマとしては、「面会交流と間接強制について」、「個人年金の年金受取人が年金支払い開始後に死亡した場合における未払い年金の相続財産性について（最高裁第三小法廷平成29年12月5日決定（民集71巻10号1803頁）について）」、「特別受益の有無（債務免除，消滅時効の援用に関して）」、「不動産の評価，双方から出される評価書と裁判所の鑑定」、「一部分割について」、「相続放棄，相続人がいない場合に関するいくつかの問題」、「遺言の一部撤回」、「親権停止申立と喪失申立について」、「子供の引き渡しについての最近の問題」、「口頭による死因贈与について」、「家族信託を巡る紛争～平成30年9月12日東京地裁判決を中心として～」、「別居時に財産の持出しがある場合の婚姻費用分担」、「民事執行法改正（令和元年5月10日）と家事事件」、「遺産分割前の処分」、「配偶者居住権」、「養育費の減額調停について」、「熟慮期間経過後の相続放棄について」などがあります。

4 家事法制に関する委員会の発足

当会でも、家事法制に関する委員会が発足しました。家事法に関する改正問題などについて、活発に議論しております。

当研究会の会員は、そこにも参加しておりますが、当研究会は、弁護士に限らず、家裁の調停委員にも参加していただき、調停実務の扱いについての意見交換をするなど、独自の意義があると考え、今も活動しております。

5 入会について

興味のある方は、当研究会代表幹事の栗宇一樹（はる法律事務所）まで、メール（kkuriu@harukudanlaw.jp）をいただくか、電話（03-5276-6460）でお問い合わせをいただければ、ご案内をいたします。

6 出版についてのお手伝い

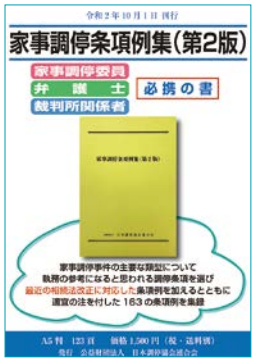

令和2年9月、公益財団法人日本調停協会連合会より、『家事調停条項例集（第2版）』を発行いたしました。

また、現在、『新版調停委員必携（家事）』の改訂作業中です。

これらにも関与しており、そこでの有益な情報についても、研究会に反映する予定です。

家事法問題研究会

定例会	毎月1回（18:00～20:00） ※原則として第三火曜日
連絡先	代表幹事　栗宇一樹 TEL：03-5276-6460 FAX：03-5276-6370 kkuriu@harukudanlaw.jp
入会方法	代表幹事（栗宇）まで連絡